

日本平滑筋学会「若手の会」会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は「日本平滑筋学会 若手の会 (Young Scientists in Smooth Muscle Research)」と称する。

(目的) 第2条 本会は会員が相互の立場を理解し、平滑筋をキーワードに、基礎、臨床そして幅広い分野の会員が在籍するユニークな日本平滑筋学会を、若手の立場から盛り上げて行くことを目的とする。

(事務局)

第3条 本会の事務局は事務局長のもとに置くものとする。

(活動)

第4条 本会は前条の目的達成のため、「総会」「研究発表会」および「情報交換会」などを開催することとする。

- (1) 「総会」は、年1回を原則として、日本平滑筋学会総会開催期間中、同開催地において行うものとする。
- (2) 「研究発表会」は年1回を原則として、日本平滑筋学会総会開催期間中、同開催地において行うものとする。なお、日本平滑筋学会総会で「若手の会」主催のシンポジウムもしくはセミナーが開催される場合は、これをもって代用する。
- (3) 「情報交換会」は、会員の親睦を目的とし、原則として年1回以上行う。なお、日本平滑筋学会総会で「懇親会」が開催される場合には、これをもって代用することができる。

第2章 会員

(会員)

第5条 入会資格は、平滑筋に関連する基礎研究または臨床研究に従事する日本平滑筋学会会員である若手研究者とする。一般会員には年齢制限を定めない。入会希望者は、氏名、所属、職位、連絡先を記載の上、事務局に申し込むものとする。

(本会への入会)

第6条 入会希望者は、氏名、所属、職位、連絡先を記載の上、事務局に申し込むものとする。世話人会での承認をもって、正式な入会とする。

(会費)

第7条 会費は徴収しない。

(本会からの退会)

第8条 会員が退会しようとする場合は、その旨を事務局に通知する。世話人会での承認をもって、正式な退会とする。

第3章 世話人

(世話人)

第9条 本会に世話人会をおく。世話人会は本会の運営にあたる。

第10条 会員の互選により、若干名の世話人を選出することとする。「若手の会」の主旨を考慮し、世話人は45歳未満とする。

第11条 本会会長は、世話人の中から世話人会の互選により1名選出するものとする。会長が本会を代表するものとし、必要に応じ、会長を補佐する副会長1名、事務局長1名を世話人会の互選により選出する。会長が運営を遂行できない場合には、副会長がこれを代行するものとする。

第12条 世話人の任期は総会時より2年とし、45歳未満であれば再任を妨げない。ただし、特別の理由がない限り会長の任期は最大2期4年とする。

第13条 世話人会の議決は、世話人の過半数をもって定める。可否同数のときは、会長の決するところによる。

第14条 ただし、平成25年度の世話人は、本会創設のメンバーとする。

第4章 補足

(会則の変更)

第15条 本会則の変更は、若手の会総会において出席者の3分の2以上の賛成を得て行う。

附則

事務局は事務局長の勤務先に置くものとし、平成25年8月8日より下記に置く。

事務局住所：〒078-8510 旭川市緑が丘東2条1の1の1

旭川医科大学 生理学講座・自律機能分野

日本平滑筋学会若手の会 事務局長：竹谷浩介

E-mail: ktakeya@asahikawa-med.ac.jp

TEL 0166-68-2322

本会則は、平成25年8月8日より施行する。